

会津若松市告示第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、会津若松市神指町及び町北町地内の字の区域を別紙のとおり画定するので、同条第2項の規定により告示する。

なお、当該字の区域の画定は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成20年3月25日

会津若松市長 菅 家 一 郎

神 指 町 第 四 地 区

字 の 区 域 の 画 定 調 書

新たな字名 同左に包含される区域

神指町高瀬 神指町大字 6の1、6の2、16、22の2、23、38の  
新田 高瀬字滑田 2、957の4、958の1、958の2、959  
、996のイ、997の2から997の5まで  
、999の2、1001の2、1027、1028の1  
、1028の2、1029の1、1029の3、1029  
の4、1030、1031の1、1031の2、1047  
の1から1047の3まで、1048の1、1048  
の2、1049の1、1049の3、1049の4、  
1049のロ、1050の1、1050の3、1050の  
ロ、1051、1094から1096まで、1097の1  
、1097の2、1108の1から1108の4まで  
、1110の1、1110の3、1113の1、1113  
の2、1114、1115、1116の1から1116の  
4まで、1117、1118の1、1118の2、1119  
の1、1119の2、1120、1121、1123、1124  
の1、1125の1、1126の1、1127の1、  
1127の2、1128の1、1132、1133の1、  
1133の2、1134の1、1134の3、1134の  
ロ、1135の1、1135の2、1136、1137の  
1、1137の3から1137の6まで、1138の  
1、1138の2、1139の1、1139の2、1140  
から1143まで、1143の1、1144の1から  
1144の7まで、1145の2、1145の3、1150

、 1151 の 1、 1151 の 2、 1152、 1153、 1153  
の 3、 1154、 1154 の 2、 1155、 1155 の 3  
、 1156、 1156 の 3、 1157 から 1162 まで、  
1165、 1166、 1169、 1170 及びこれらの区  
域に隣接介在する道路、水路である公有  
地の全部

神指町大字 473 の 1、 473 の 2、 474 の 1、 474 の  
高瀬字中川 2、 528 の 1、 528 の 3、 530 の 1 から  
原 530 の 4 まで、 530 の 9 から 530 の 13 ま  
で及びこれらの区域に隣接介在する道路  
、水路である公有地の全部

神指町大字 534 の 1、 535 の 2 から 535 の 5 まで、  
高瀬字和久 539、 540、 541 の 1 から 541 の 4 まで  
下、 549 の 1、 549 の 2、 550 及びこれら  
の区域に隣接介在する道路、水路である  
公有地の全部

町北町大字 甲 1703 の 2、 甲 1703 の 3  
中沢字大道  
西下

町北町中沢 町北町大字 甲 1503 の 1、 甲 1503 の 2  
西 中沢字古屋  
敷

町北町大字 甲 1869 の 2、 甲 1869 の 3 を除く全部  
中沢字大道

西上

町北町大字 甲 1703 の 2、甲 1703 の 3 を除く全部

中沢字大道

西下

町北町大字 20 の 2

中沢字新田

町北町大字 甲 1590 の 1、甲 1591 の 1、甲 1591 の 2、

中沢字端郷 甲 1601 の 1

西

神指町大字 52 の 2

黒川字村北